

II 毎月勤労統計調査地方調査の説明

1 調査の目的と意義

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、賃金、労働時間、出勤日数及び雇用について、三重県における毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

調査結果は、行政施策の策定にあたっての基礎指標として用いられるほか、一般企業においても労働条件等の決定の判断資料として利用されるなど、労働経済の動きを示す基本的な資料として重要な役割を果たしている。

2 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）に属する常用労働者5人以上を雇用する県内の全事業所の中から、産業及び規模ごとに無作為に抽出し、厚生労働大臣が指定した約810事業所を対象に行っている。

3 調査の期間

調査の期間は、常用労働者30人以上の事業所は3年間、常用労働者5～29人の事業所は18か月間である。

調査期日は、毎月末日現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）である。

4 主要調査事項の定義

(1) 現金給与額

賃金、給与、手当、賞与その他の名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額である。退職を事由に労働者に支払われる退職金は、含まれない。

○「現金給与総額」

以下に述べる「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額。

○「きまって支給する給与」（定期給与）

労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。

○「**所定内給与**」

「**きまって支給する給与**」のうち次の「**所定外給与**」以外のもの。

○「**所定外給与**」（**超過労働給与**）

所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

○「**特別に支払われた給与**」（**特別給与**）

労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの。

- ・夏冬の賞与、期末手当等の一時金
- ・支給事由の発生が不定期なもの
- ・3か月を超える期間で算定される手当等（6か月分支払われる通勤手当など）
- ・いわゆるベースアップの差額追給分

(2) 実労働時間数、出勤日数

労働者が実際に労働した時間数及び実際に出勤した日数。休憩時間は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。

○「**総実労働時間数**」

次の「**所定内労働時間数**」と「**所定外労働時間数**」の合計。

○「**所定内労働時間数**」

労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数のことである。

○「**所定外労働時間数**」

早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。

○「**出勤日数**」

業務のため実際に出勤した日数。1時間でも就業すれば1出勤日とする。

(3) 常用労働者

次のうちいずれかに該当する者のことをいう。

- ・期間を定めずに雇われている者
- ・1か月以上の期間を定めて雇われている者

○「**パートタイム労働者**」とは、「**常用労働者**」のうち次のいずれかに該当する者のことをいう。

- ・1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者
- ・1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者

○「**一般労働者**」

「**常用労働者**」のうち、「**パートタイム労働者**」でない者をいう。

(4) 入職率、離職率（労働異動率）

事業所間の流動状況を示すもので、採用（解雇、退職）、出向及び同一企業内の他の事業所からの（への）転勤によって当事業所に入った（を離れた）常用労働者数を、前月末常用労働者数で除した値である。

$$\text{入(離)職率} = \frac{\text{月間の増加(減少)労働者数}}{\text{前月末労働者数}} \times 100$$

(5) 賞与

特別に支払われた給与のうち、一般に賞与、ボーナスと呼ばれている給与のことである。

調査対象期間を夏季賞与の場合は6月～8月、冬季賞与の場合は11月～翌年1月に限定し、それぞれこの3か月分の調査票の調査項目「賞与」をもとに集計している。

○「支給労働者1人平均支給額」

賞与を支給した事業所における常用労働者1人当たりの平均賞与支給額をいう。

○「支給事業所数割合」

賞与を支給した事業所数を全事業所数で除した値をいう。

○「支給労働者数割合」

賞与を支給した事業所の全常用労働者数を全事業所の全常用労働者数で除した値をいう。

○「平均支給月数」

賞与を支給した各事業所における賞与の所定内給与に対する割合を単純平均したものである。

5 調査結果利用上の注意

(1) 調査結果の表章

この年報では、事業所規模5人以上と事業所規模30人以上に分けて調査結果を計上している。

(2) 各数値の算定方法

この調査結果の数値は、調査事業所からの報告を基にして、本県内の「規模5人以上のすべての事業所」とさらにその中の「規模30人以上のすべての事業所」に対応するよう復元して算定したものである。

年平均の数値は、実数については1月～12月の数値を各月の常用労働者数で加重平均したものであり、指数については各月の数値の合計を単純平均したものである。

(3) 調査対象事業所

○ 事業所規模5人以上の調査結果

第一種事業所（事業所規模30人以上）の約480事業所と第二種事業所（事業所規模5～29人）の約330事業所を合わせた調査結果である。

○ 事業所規模 30 人以上の調査結果

第一種事業所の約 480 事業所の調査結果である。

(4) 指数

この調査は、調査結果の時系列的利用の便を図るため、作成する統計のうち主要なものについては、特定の年（「基準年」という。）の平均を 100 とする指数を計算し、時系列統計表の形式で提示することになっている。すでに公表した実数については遡って改訂はしないので、時系列比較は指数により行うこととなる。前年比などの増減率は、特に記載があるものを除き、指数等により算出している。このため、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。

○ 指数等の改訂

・平成 29 年 1 月分から平成 27 年を基準年とした。これに伴い、平成 28 年までの指数を遡って改訂しているが、増減率は平成 22 年を基準年とした指数で計算したものを提示している。したがって、改訂後の指数で計算した場合と必ずしも一致しない。

(5) 実質賃金指数の算式

$$\text{実質賃金指数} = \frac{\text{三重県名目賃金指数（平成 27 年基準）}}{\text{消費者物価指数（平成 27 年基準）}} \times 100$$

(注) 消費者物価指数について、平成 27 年までは「三重県消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）」を、平成 28 年からは総務省統計局が公表している津市の「消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）」を用いている。

(6) 全国との比較

全国結果については、令和 4 年 2 月 24 日付けで公開された確報値、ならびに令和 4 年 9 月 27 日付けで公開された修正値を利用している。

(7) 統計表

鉱業、採石業、砂利採取業、不動産業、物品賃貸業、複合サービス事業は、調査事業所が少ないため公表していないが、調査産業計には含めて公表している。

また、製造業中分類及びサービス業中分類にも調査事業所が少ないため公表していない産業があるが、それぞれの合計には含めている。

統計表の産業名のうち、製造業中分類については次の略称を用いている。

製造業中分類

略 称	製 造 業 中 分 類
食料品・たばこ	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業
化学、石油・石炭	化学工業、石油製品・石炭製品製造業
プラスチック製品	プラスチック製品製造業（別掲を除く）
ゴム製品	ゴム製品製造業
窯業・土石製品	窯業・土石製品製造業
業務用機械器具	業務用機械器具製造業
電子・デバイス	電子部品・デバイス・電子回路製造業
電気機械器具	電気機械器具製造業
情報通信機械器具	情報通信機械器具製造業
輸送用機械器具	輸送用機械器具製造業
その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮	その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業
木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙	木材・木製品製造業（家具を除く）、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業
はん用機械器具、生産用機械器具	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業

(8) その他

- 統計表中の数字のうち構成比（％）は、四捨五入してあるため、合計が100％にならない場合がある。
- 統計表中で用いている符号の意味は、次のとおりである。
 - 「*」——調査事業所数が少ないため、統計法第40条に基づき秘匿した箇所
 - 「—」——該当数字なし、「0」——単位未満